

171-参-厚生労働委員会-13号 平成21年06月04日

※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、武内則男君が委員を辞任され、その補欠として梅村聡君が選任されました。

また、昨日、岸宏一君、佐藤信秋君及び小林正夫君が委員を辞任され、その補欠として西田昌司君、丸川珠代君及び津田弥太郎君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省年金局長渡邊芳樹君外十名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

（中略）

○川合孝典君 収納体制がきちんと整えることができなかったというような確かに大きな問題もありますし、もう一つは、職権適用を始めて、そのことで加入しなかった人たちに対して強制的にやったというような、そういう様々な要素が複合されているというのは、これはあると思います。ですから、そのことはきちんと理解しなければいけないんですけど、でも大臣、八〇%まで上げていくんだという話をされたときには、結局どうにかそれを、問題を解決していかなければいけないわけですね。

実際この中身を見てみますと、やはり就業形態が非常に多様化したことによって、それが一つ大きな話ですね。それと同時に、離職された方々が一号被保険者の方にとっと流れ込んできたとかというような話があります。実は、この部分の要素が物すごく大きいんですよ。結局この問題の根底にあるのは不安定な雇用、保険料を払えない低水準の賃金しかないという、要は最終的にまたここに話が戻ってくるんです。

私、もうこれ最後なので申し上げたいんですけども、ともかく、またこれで話が最後に戻りますが、納付率を上げたいんだと。政府としての目標、大臣としての思いがありますけど、具体的にそれを上げようと思ったときには、国民一人一人が安定して生活できる体制というものをきちんと整えるということが何よりも前提に来ない限り社会保障制度なんというものはきちんとしたものにはなり得ないということだということを、このことを是非とも主張させていただきたいと思います。

もうこれ以上は申し上げませんので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（辻泰弘君） 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時五十五分休憩

—————・—————
午後一時十五分開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○中村哲治君 民主党・新緑風会・国民新・日本の中村哲治です。
まず第一に、年金制度と教育についてお伺いをいたします。
萩生田文部科学大臣政務官に伺います。年金教育を義務教育のカリキュラムに入れるべきではないでしょうか。

（中略）

○中村哲治君 それ那不十分だと考えられるからカリキュラムの中にしっかり入れていただきたいということを厚生労働省から言われているわけでしょう。
これについては、大臣か副大臣、厚生労働大臣か副大臣にどのように認識されているのか聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（辻泰弘君） まず、大臣ですか。

○中村哲治君 どちらでも。

（中略）

○中村哲治君 大臣から約束をしていただきましたので、きちっと後から追っていきますので、お願いをいたします。それでは、萩生田政務官、御退席ください。

次に、第二の質問に行きます。

高齢期の所得保障についてでございます。

昨年十一月四日に社会保障国民会議が最終報告書を出しております。その三ページのところにこう書かれております。「高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている。」ということが書かれているんですね。

今のモデル世帯の所得代替率という話がよくこの委員会でも問題になっているわけですけども、そのときに、高齢期の所得保障については、今は年金が、公的年金が柱だけれども、これはほかのところもしっかりと充実していかないといけないんだというようなことも答弁として言われているわけです。

ここの三つある所得のうち、やはり勤労所得というのはよく分かる。ここ、財産所得というのをどういうふうに考えていくのかということが非常にポイントでして、そこについては、日本国民がほぼひとしく最大の投資をしている資産である住宅というのが一つのポイントになってくるかなと考えております。そうすると、住宅政策をしっかりと取り組んでいくためには、厚労省と国交省と金融庁と、これ一体となって取り組まなければ国民の資産としての住宅というのは機能していかないという観点で、今日は三人の政治家に来ていただいているという趣旨でございます。

そこで、三省に伺います。

この高齢期の所得保障のため、財産所得を増やしていくためにどのような措置を考えているのか、検討しているのか、それについてお答えください。

○委員長（辻泰弘君） 答弁、どなたにですか。

○中村哲治君 まず、厚生労働省から。

（中略）

○副大臣（谷本龍哉君） こちら側の多分連係ミスだと思いますが、詳細について通告がこちらに来ていなかったものですから、その点、準備ができておりません。

○委員長（辻泰弘君） 通告していたんですか。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（辻泰弘君） 速記を始めてください。

○中村哲治君 谷本副大臣、どうですか。

（中略）

○山本博司君 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、今日午前中からずっと出てまいりました年金教育のことで少し触れたいと思います。

二十歳から納付義務があるということを考えますと、この年金制度の仕組み、中学校、高校生の段階から知ってもらうことの重要性、もう十分お話がございました。今各地で、社会保険事務局で、各学校に訪問をして年金制度について詳しく説明する年金教育事業を実施していると思います。予算規模から各地の学校を網羅する状況には余りないと思いますけれども、この事業に関しまして、実施状況、また必要性に関しましてお聞きをしたいと思います。

○委員長（辻泰弘君） どなたがお答えになりますか。石井運営部長。

○政府参考人（石井博史君） どうも失礼いたしました。

年金教育に関するお尋ねでございます。

今日の質疑でも繰り返し取り上げられてございますけれども、将来にわたり年金制度を安定的

に運営していくためには、やはり生徒、学生のときから年金制度の大切さ、その役割の重要性を理解していただくことが大変重要というふうに思っております。このために、中学生及び高校生に対しては、年金制度の仕組み、その必要性、基本理念、そういったものを正しく理解してもらうことを目的として、平成五年度から学校教育の場において年金教育を実施してございます。

具体的には、地方社会保険事務局長が委嘱しました年金教育推進員や学校の先生が副読本を活用いたしまして、社会科等の授業において年金セミナーを実施しているわけでございます。それから、十八年度からは、間もなく社会人となる大学生の皆さんに対しましても、年金制度への参加意識を醸成を図るということで、御要請のあった大学において年金セミナーを開催してございます。

なお、年金教育の実施状況でございますけれども、中学生、高校生を対象とした年金セミナーは十九年度において四千五百九十八校で実施してございまして、全国の中学、高等学校の総数のうち二八・三%、そういうような数値になってございます。

他方、大学生を対象とした年金セミナーの方でございますけれども、取りかかったのが早いということとか、先ほど申し上げましたように、最低五十人の集まりが必要というような前提を置いているということもございまして、平成十九年度における実績は二十五大学で実施していると、こういう状況になってございます。

今後とも適切な年金教育を実施していきたいというふうに思っております。

○山本博司君 ありがとうございます。

それでは、最後に大臣、先ほどの広報のところでもう一度御説明いただきたいと思っておりますけれども、今ずっとお話しした部分の中で、大変年金制度は難しく、理解がなかなか難しいという面があると思っております。もっとテレビとかラジオの広報とか分かりやすいパンフレットの作成とか、今まで以上にこうした広報活動、大変重要であると思っておりますけれども、この年金制度の広報の充実という点でもう一度最後にお話をいただきたいと思っております。

○委員長（辻泰弘君） 舛添厚生労働大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣（舛添要一君） 教育を含め広報が非常に必要だということはそのとおりであります。最大の課題は国民に読んでいただけるもの、分かりやすいもの、こういうものをやりたいと思っておりますけれども、何といたってもテレビのワイドショーなんかできっちりと反論すべきは反論する。毎日のように私、見ていて、出れたら出たいなと思いつつながら、私は忙しくて出れませんので、是非皆さん方に御活躍願いたいと思っております。

（中略）

○福島みずほ君 定点観測世帯が五割で、あとの定点観測以外の世帯がとても低くなるわけですよ。だったら、それ意味ないじゃないですか。あるいは定点観測、特別な場合は何とかだけど、大部分の世帯はこうだということをきっちり言うべきで、こういう五割を確保すると言うのは間違ったイメージをつくってきたと思っております。

終わります。

○委員長（辻泰弘君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長（辻泰弘君） 連合審査会に関する件を議題といたします。

この際、衛藤晟一君から発言を求められておりますので、これを許します。衛藤晟一君。

○衛藤晟一君 連合審査につきましてお話をさせていただきたいと思います。

国民年金法等の改正法案は、平成二十一年度からの基礎年金国庫負担を二分の一へ引き上げ、年金の財源基盤を盤石なものにする重要な法改正であります。そして、その財源に関しては、平成二十一年度、二十二年度については財源確保法、いわゆる財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律に基づき繰入金を活用して二分の一を実現し、また、平成二十三年度以降は税制改革法、所得税法等の一部を改正する法律案の規定に従って行われる税制の抜本改革により所定の安定財源を確保した上で二分の一を恒久化することといたしています。

この財源確保法と税制改革法は財政金融委員会の所管であります。財源確保法には、基礎年金国庫負担の追加に伴う歳出増加に必要な財源を確保するために繰入れを行うことが、また税制改革法には、二分の一引上げの財源措置を踏まえつつ税制の抜本改革を行うことが明記されています。しかも、両法律とも既に今国会での審議を経て成立し、今年三月三十一日に公布されているのであります。

したがって、この時期に改めて財源確保の観点から財源確保法や税制改革法に関する議論を行う必要はありません。仮にどうしてもただしたいことがあるなら、財務大臣を始め政府参考人などに当委員会に来ていただくことで対応できるのであります。ですから、財政金融委員会との連合審査は全く必要ないものと考えています。

以上、連合審査を行うことに強く反対して、私の意見表明といたします。

○委員長（辻泰弘君） それでは、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長（辻泰弘君） 次に、連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があった場合には、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会